

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		市営住宅の模様替え・増築の承認
根拠法令等及び条項		栃木市営住宅条例第19条第4項ただし書
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市営住宅条例第19条第4項 栃木市営住宅条例施行規則第14条第3項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 2月25日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市営住宅条例抜粋 (入居者の保管義務等)</p> <p>第19条</p> <p>4 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>市営住宅条例施行規則抜粋 (一部用途変更等)</p> <p>第14条</p> <p>3 条例第19条第4項に規定する増築等の承認は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。</p> <p>(1) 増築は、物置、垣へいその他やむを得ないと認められる場合</p> <p>(2) 模様替その他の工作は、住宅をき損しない程度のもので必要やむを得ないと認められる場合</p> <p>(3) 近隣の居住者等に特に支障を与えるおそれがないと認められる場合</p>	